

《別紙詳細》

①販売従事登録申請

添付書類	注 意 事 項
登録販売者試験合格通知書 又は 薬種商販売業の許可を受けていたことの証明書	①登録販売者試験合格者 販売従事登録をしようとする者が登録販売者試験に合格したことを証する書類（奈良県知事以外のものでも可）の原本 ②薬種商販売業の許可を受けていたことの証明書の原本 奈良県以外で薬種商販売業の許可を受けている（いた）場合に添付。なお、法人で薬種商販売業の許可を受けている（いた）場合は、その者が適格者であることが確認できることが必要です。
戸籍抄(謄)本 又は 戸籍事項証明書 又は 住民票の写し もしくは 住民票事項証明書	①登録販売者試験合格後に氏名・本籍に変更があった方は、戸籍抄(謄)本を提出して下さい。 ②登録販売者試験合格後に氏名・本籍に変更が無い方は、本籍の記載のある住民票の写しでの提出が可能です。 ③外国籍の場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（国籍等を記載したものに限り）を添付して下さい。 ④発行から6ヶ月を経過している場合は、再度取得して下さい。
使用関係を証する書類 又は 雇用契約書の写し	①販売従事登録を受けようとする者が、薬局開設者又は医薬品の販売業者でない場合は、必要となります。 ②薬局開設者又は医薬品の販売業者が使用関係を証する書類を作成して下さい。（申請者本人が作成するものではありません。） ③雇用契約書の写しを提出する場合、使用関係を証する書類に記載のある事項がすべて含まれている必要があります。
<p>※（注）販売従事登録は、複数の都道府県で登録を受けることはできません。</p> <p>※（注）販売従事登録申請書の申請者の欠格条項の（6）欄に該当するおそれがある者については、当該申請者に係る精神の障害にかかる医師の診断書の提出が必要です。（発行後、3ヶ月以内のものを提出して下さい。）</p>	

②販売従事登録者名簿登録事項変更届

添付書類	注 意 事 項
戸籍抄(謄)本 又は 戸籍事項証明書	①外国籍の場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（国籍等を記載したものに限り）を添付して下さい。 ②発行から6ヶ月を経過している場合は、再度取得して下さい。 ③住民票の写しや結婚受理証明書による代替はできません。
遅延理由書	①変更後30日を超えて、届出を行う場合のみ添付して下さい。